

高次脳機能障害のことで悩んでいませんか？

交通事故による

高次脳機能障害 の賠償問題について

(公財)日弁連交通事故相談センターでは**弁護士**が
「電話相談」「面接相談」(いずれも**無料**)を行っています

無料

電話相談

電話による相談(相談時間:30分程度)を本部(東京)で行っています。

相談日時は月に6回、午後1時~午後3時30分です(相談日は月によって異なります。)

予約制のため、本部(東京) **03 (3581) 4724**へ電話にてお申し込みください。

ご予約された日時に弁護士から電話がありますので、相談を行ってください。

※電話相談は原則1回です。さらに相談が必要な場合は、面接相談をお申し込みください。



無料

面接相談

面接による相談(相談時間:30分程度)を以下の相談所で行っています。

相談日時は相談所によって異なります。予約制のため、電話にてお申し込みください。



面接相談予約お電話はこちら

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| ●本部(東京) 03 (3581) 4724 | ●札幌 011 (251) 7730 |
| ●関内(横浜) 045 (211) 7700 | ●千葉 043 (227) 8530 |
| ●京都 075 (231) 2378 | ●大阪 06 (6364) 8289 |
| ●名古屋 052 (565) 6110 | ●福岡 092 (741) 3208 |

(公財) 日弁連交通事故相談センターのご紹介

いざ弁護士に相談しようとしても、「信頼できる弁護士を探す方法がわからない」、「相談するのにお金がかかるのでは?」、「地方だけどうしたらいいの?」などといった心配される方も多いと思います。そのような場合には、ぜひ当センターへご相談ください。

当センターは、交通事故の被害者救済を目的として設立された公益財団法人であり、**国の補助金などで運営されています**。そのため、**無料**で、しかも**弁護士に直接ご相談**いただけます。2024年12月現在、全国に154か所の相談所を設置し、そのうち8か所(札幌、東京、横浜、千葉、京都、大阪、名古屋、福岡)で、専門相談として、高次脳機能障害相談を行っています。

当センターのご相談事例

相談内容

1

私の夫は、交通事故で頭部を強く打って脳挫傷となり、丸1日以上、意識がありませんでした。その後、意識が戻って快復し、現在は職場に復帰していますが、物忘れがひどくなり、怒りっぽくなってしまいました。

夫の担当医は高次脳機能障害だと診断しています。高次脳機能障害で後遺障害を認めてもらうためには、どのような書類を揃えなければいけないのでしょうか。家族も書類を作る必要があるのでしょうか。



相談内容

2

私は、会社員で、交通事故による脳外傷の結果、高次脳機能障害が残り、自賠責保険において9級10号の後遺障害等級が認定されましたが、職場に復帰した後は、事故前と同程度の給料を貰っています。

そのため、加害者が加入する任意保険会社からは「後遺症による逸失利益は認められません」と言われていますが、このまま後遺症逸失利益はゼロとして示談してしまって良いのでしょうか。



上記に対する弁護士の回答は、当センターHP中、「高次脳機能障害」に掲載しています。高次脳機能障害のほか、交通事故の損害賠償でお悩みの方に、役立つ情報を提供していますので、ぜひご参照ください。



<https://n-tacc.or.jp/>